

内閣参質二〇四第二二号

令和三年三月五日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員塩村あやか君提出孤独・孤立対策担当室に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員塩村あやか君提出孤独・孤立対策担当室に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

内閣官房孤独・孤立対策担当室（以下「担当室」という。）を設置した令和三年二月十九日時点において、担当室の室員に発令されている三十一名の職員について、関係府省ごとに発令前の官職及び人数をお示しすると、内閣官房は、内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）二名、内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）二名及びその他内閣事務官一名の計五名、内閣府は、政策統括官（政策調整担当）、大臣官房審議官（経済財政運営担当及び経済社会システム担当）、大臣官房審議官（政策調整担当）、参事官（青少年企画担当）（政策統括官（政策調整担当）付）、参事官（子どもの貧困対策担当）（政策統括官（政策調整担当）付）、経済社会総合研究所上席主任研究官及びその他内閣府事務官四名の計十名、文部科学省は、総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長、初等中等教育局児童生徒課長、高等教育局学生・留学生課長及びその他文部科学事務官一名の計四名、厚生労働省は、政策統括官（総合政策担当）、大臣官房参事官（自殺対策担当）、参事官（総合政策統括担当）、大臣官房付及びその他厚生労働事務官四名の計八名、農林水産省は、大臣官房参事官一名、国土交通省は、住宅局住宅総合整備課長及

び安心居住推進課長の計二名並びに環境省は、環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長一名である。担当室の職員は、現在も引き続き担当室を設置する前に担当していた職務を担当しているが、当該職務に支障を来すことのないよう、関係府省において業務の分担の見直し等を適切に行っている。また、担当室の体制については、社会的不安に寄り添い、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題について総合的な対策を推進するための企画及び立案並びに総合調整に関する事務を処理するため、必要な職員を配置したものである。